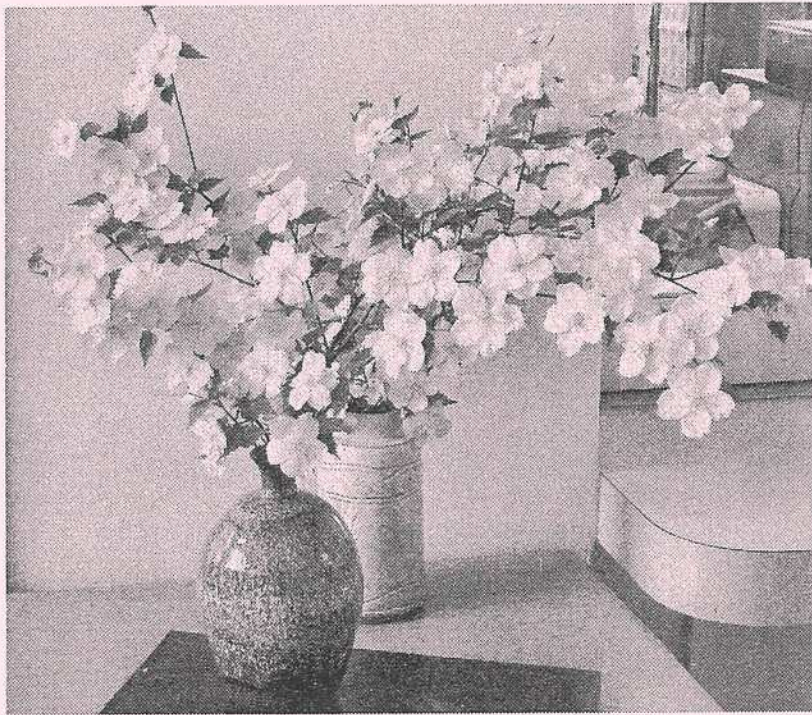


# まちづくり協議会 令和4年度総会要項



日時 令和4年5月29日（日）午前10時00分～

場所 中郷公民館体育館

中郷まちづくり協議会

# 中郷まちづくり協議会 令和4年度総会事項書

- 1 開会の言葉
- 2 協議会長挨拶
- 3 来賓挨拶 来賓紹介
- 4 基本方針 資料 p 2～3  
「中郷まちづくり協議会」の運営について
- 5 議長選出
- 6 書記および議事録署名人の選出
- 7 議事
  - 1) 令和3年度中郷まちづくり協議会事業報告について  
資料 p 4～8
  - 2) 令和3年度中郷まちづくり協議会会計決算報告  
並びに監査報告について  
資料 p 9
  - 3) 令和4年度の代議員、部会役員、活動団体選出理事、  
の定数(案)について  
資料 p 14～15
  - 4) 令和4年度中郷まちづくり協議会の役員  
及び監査委員の選出(案)について  
資料 p 15  
【協議会役員 新旧交代の挨拶】  
○ 前会長挨拶 ○ 新会長 紹介と挨拶
  - 5) 中郷まちづくり協議会の会費(案)について  
資料 p 10
  - 6) 令和4年度事業計画(案)について  
資料 p 11
  - 7) 令和4年度予算(案)について  
資料 p 12
  - 8) 協議会組織の一部(顧問の選出)(案)について  
資料 p 10、13、15
  - 9) その他「ふるさと納税」「ふるさと応援寄付金」及び  
「黄色いレシートキャンペーン」の促進について  
資料 p 10
- 8 連絡事項
- 9 閉会の言葉



中郷まちづくり協議会事業報告

令和3年度

部会名	事業概要	実施日	実施機関等
公民館部会	公民館講座の促進	年間	公民館
	地域活動の促進	年間	公民館
	社会見学	11月23日	公民館
	しめ縄作り	11月29日、12月23日	公民館
	おせち料理作り	12月17日	公民館
防犯防災部会	交通安全啓発活動	7月12日	役員等
	防災訓練	未実施	実行委員会
	防災カルテの整備	年間	自治会等
	防犯灯の整備	年間	自治会等
健康福祉部会	敬老会(敬老記念品配布)	9月18日	自治会等
	高齢者支援活動	年間	自治会等
	高齢者見守り活動	年間	役員等
教育文化部会	親子ボウリング大会	未実施	育成会
	盆踊り大会(花火大会に変更)	11月13日	実行委員会
	花火大会	未実施	育成会
	親子体験教室	未実施	育成会
	文化祭	11月7日	実行委員会
	世代間交流会(長生会と幼小中学生)	12月8日、1月16日	育成会
体育部会	グラウンドゴルフ大会	未実施	体専委員会
	地区民運動会(グラウンドゴルフに変更)	10月30日	実行委員会
	なめり湖ウオーキング	未実施	体専委員会
	ポーリング大会	未実施	体専委員会
地域活性化部会	なめり湖桜まつり	未実施	活性化協議会
	うれしの天白縄文まつり	未実施	活性化協議会
	柚子の里つくり	年間	農地活用委員会
環境美化部会	環境パトロール(不法投棄の処置)	年間	自治会長
	クリーン作戦(ごみゼロ運動)	5月16日	自治会等
自治会部会	地域計画の推進	年間	役員会等
	空家バンクの推進	年間	役員会等
	自治会事業の推進	年間	自治会等
総務部会	まちづくり協議会総会	5月30日(書面議決)	役員会等
	嬉野カトリックの家(ふれあい祭り協力)	未実施	自治会等

令和3年度中郷まちづくり協議会事業経過報告

- R3.4.7 まちづくり協議会会計監査
- 4.9 体専執行委員会 健康推進委員会
- 4.10 長生会総会、役員会
- 4.16 公民館運営委員会
- 4.23 自治会長会
- 5.16 クリーン作戦（ごみゼロ運動）自治会長会
- 5.18 公民館開講式
- 5.22 中郷地区健全育成会総会（書面議決）
- 5.30 中郷まちづくり協議会総会（書面議決）
- 6.1 長生会グラウンドゴルフ大会、役員会
- 6.4 自治会長会
- 6.10 長生会 滝之川古墳草刈り
- 6.14 公民館草刈り
- 6.19 体育部会会議
- 6.26 活性化協議会草刈り
- 6.28 松阪北消防署 ドローン講習
- ~7.2
- 7.3 活性化協議会草処理

- 7.9 長生会奉仕作業、役員会
- 7.12 交通安全啓発活動（ミルミルウエーブ）
- 7.17 松阪北消防署 ドローン講習  
~18
- 7.24 活性化協議会草刈り、役員会
- 7.24 松阪北消防署 ドローン講習  
~25
- 7.25 市議会議員選挙
- 7.28 長生会グラウンドゴルフ大会、役員会
- 7.31 松阪北消防署 ドローン講習
- 8.5 長生会 滝之川古墳草刈り
- 8.6 自治会長会
- 9.9 農地活用委員会 柚子畑草刈り
- 9.18 敬老記念品をお届け（自治会長にて）
- 9.22 公民館草刈り
- 9.28 長生会役員会
- 10.7 長生会 滝之川古墳草刈り
- 10.8 宮野地区 高齢者交流会

- 10.14 農地活用委員会 柚子収穫作業  
~15
- 10.16 活性化役員、自治会長草刈り 文化祭実行委員会
- 10.30 グラウンドゴルフ大会（まちづくり協議会主催）
11. 7 なかざと文化祭（展示のみ）
- 11.12 森本地区 高齢者交流会
- 11.13 活性化草刈り等整備作業 花火大会
- 11.16 長生会役員会
- 11.19 自治会長会
- 11.22 矢下地区 高齢者交流会
- 11.23 公民館社会見学
- 11.29 飾りしめ縄作り
- 11.30 長生会グラウンドゴルフ大会
12. 3 滝之川地区 高齢者交流会
12. 8 長生会と幼稚園の交流会
- 12.14 長生会 中郷神社の清掃奉仕と役員会
- 12.15 自治会長会
- 12.17 おせち料理作り
- 12.18 体育部会 執行役員会

- 12.23 しめ縄作り
- R4 .1. 7 自治会長会 防災訓練実行委員会
- 1.14 釜生田地区 高齢者交流会
- 1.16 長生会と育成会の交流会
- 1.18 長生会 新春グラウンドゴルフ大会
- 2. 3 所得税確定申告
- 2. 5 体育部会 執行役員会
- 2.10 サークル代表者会議
- 2.17 合ヶ野地区 高齢者交流会
- 3. 4 長生会役員会
- 3. 7 農地活用委員会 柚子畑管理作業
- 3.14 公民館草刈り
- 3.18 公民館運営委員会
- 3.19 育成会新旧役員会



## 令和3年収支会計決算報告

☆収入の部 (令和3年4月1日～令和4年3月31日) 単位 円

項 目	予算額	決算額	(増) 比 較(減)	備 考
協議会費	320,000	320,000		会費1,000円×320 戸
住民自治協議会活動交付金	1,404,000	1,404,000		市交付金
委託料 補助金	300,000	300,000		社協130,000、福祉会170,000
雑収入	125,000	125,013	13	協賛金125,000 貯金利息13
繰越し	696,238	696,238		前年度繰越し金
収入合計	2,845,238	2,845,251	13	

☆支出の部

項 目	予算額	決算額	(増) 比 較(減)	事業番号	備 考
公民館部会	400,000	440,365	40,365	1	公民館関係事業
(小計)	400,000	440,365	40,365		
防犯防災部会	70,000	68,783	1,217	2	防犯防災関係事業
(小計)	70,000	68,783	1,217		
健康福祉部会	250,000	252,750	2,750	3	敬老事業
	90,000	96,037	6,037	4	高齢者支援事業(宅老)
	60,000	59,226	774	5	福祉事業(歳末助け合い)
	40,000	34,136	5,864	6	高齢者見守り事業
(小計)	440,000	442,149	2,149		
教育文化部会	120,000	55,914	64,086	7	地域事業(盆踊り大会)
	240,000	47,108	192,892	8	地域事業(文化祭)
	35,000	35,941	941	9	育成会事業
(小計)	395,000	138,963	256,037		
体育部会	240,000	58,742	181,258	10	地域事業(運動会)
	50,000	0	50,000	11	体育関係事業(体専)
(小計)	290,000	58,742	231,258		
地域活性化部会	80,000	81,250	1,250	12	農地活用事業(柚子)
	80,000	81,250	1,250		
環境美化部会	60,000	60,000		13	環境整備事業(防犯灯)
	30,000	17,652	12,348	14	環境整備事業(拠点)
(小計)	90,000	77,652	12,348		
自治会部会	30,000	4080	25920	15	自治会関係事業
(小計)	30,000	4,080	25,920		
総務部会	50,000	34,874	15,126	16	事務費
	601,800	601,984	184	17	雇用費
	30,000	20,500	9,500	18	旅費
	368,438	0	368,438	19	予備費
(小計)	1,050,238	657,358	392,880		
支出合計	2,845,238	1,969,342	875,896		

収入合計 2,845,251 円 支出合計 1,969,342 円=875,909 円 繰越額 875,909 円

### 会計監査報告

令和3年度中郷まちづくり協議会会計について、4月11日(月)に監査を実施しましたところ、関係帳簿、関係書類及び現金保管等、適切に処理されていた事を認め、ここに報告します。

令和4年4月11日

中郷まちづくり協議会監査委員

小森 時男



前川 等





## 〈令和4年度中郷まちづくり協議会総会資料〉

### 議事3)

- 令和4年度の代議員、部会役員、活動団体選出理事、の定数(案)については、別紙p14～15のとおり。

### 議事4)

- 令和4年度中郷まちづくり協議会の役員及び監査委員の選出(案)については、別紙p15のとおり  
但し、書記については、事務局が行う。

### 議事5)

- 中郷まちづくり協議会会費(案)について  
令和4年度の会費については、令和3年度の地域事業(盆踊り、運動会、文化祭)が新型コロナウイルス感染症の影響で中止又は縮小となったことにより、予算が未使用となった為、今年度は徴収しないこととする。

### 議事8)

- 協議会組織の一部追加(案)について  
顧問2名を選出する。(協議会規定の範囲内)  
別紙p10、13、15のとおり

### 議事9) その他

- ふるさと納税、ふるさと応援寄付金の促進について  
p10  
松阪市では他地区に住所を持つ地域出身の方に「ふるさと納税」を、他に「ふるさと応援寄付金」をお願いし、賛同して頂いた場合、規定額を住民協議会に上乘せするという事になっていきます。親戚の方やお知り合いがおられましたらご紹介下さい。  
皆様のご協力をよろしくお願いします。
- 黄色いレシートキャンペーンの推進について  
p10  
松阪市のマックスバリュー(川井町店)では毎月11日、その店で買いものをすると必ず黄色いレシートが発行されます。黄色いレシートが出されてきましたら是非そのレシートを「中郷まちづくり協議会」の箱の中に入れて下さい。そのことにより当協議会には協賛金が配分されます。尚、令和3年9月～令和4年2月の実績は118,644円でした。  
(協賛金は1,200円)  
今後共皆様のご協力をよろしくお願いします。

中郷まちづくり協議会事業計画

令和4年度

部会名	事業概要	実施日	実施機関等
公民館部会	公民館講座の促進	年間	公民館
	地域活動の促進	年間	公民館
	社会見学	2月	公民館
	しめ縄作り	12月	公民館
	おせち料理作り	12月	公民館
防犯防災部会	交通安全啓発活動	7月	役員等
	防災訓練	9月	実行委員会
	防災カルテの整備	年間	自治会等
	防犯灯の整備	年間	自治会等
健康福祉部会	敬老会	9月	自治会等
	高齢者支援活動	年間	自治会等
	高齢者見守り活動	年間	役員等
教育文化部会	親子ボウリング大会	6月	育成会
	盆踊り大会	8月	実行委員会
	花火大会	8月	育成会
	親子体験教室	11月	育成会
	文化祭	11月	実行委員会
	世代間交流会(長生会と幼小学生)	1月	育成会
体育部会	グラウンドゴルフ大会	7月	体専委員会
	地区民運動会	10月	実行委員会
	なめり湖ウオーキング	11月	体専委員会
	ボーリング大会	2月	体専委員会
地域活性化部会	なめり湖桜まつり	4月	活性化協議会
	うれしの天白縄文まつり	11月	活性化協議会
	柚子の里つくり	年間	農地活用委員会
環境美化部会	環境パトロール(不法投棄の処置)	年間	自治会長
	クリーン作戦(ごみゼロ運動)	5月	自治会等
自治会部会	地域計画の推進	年間	役員会等
	空家バンクの推進	年間	役員会等
	自治会事業の推進	年間	自治会等
総務部会	まちづくり協議会総会	5月	役員会等
	嬉野カトリックの家(ふれあい祭り協力)	8月	自治会等



## 令和4年度収支予算

### ☆ 収入の部

単位 円

項 目	予算額	前年決算	(増)比較(減)	備 考
協議会費	0	320,000		320,000
住民自治協議会活動交付金	1,617,000	1,404,000	213,000	市交付金
委託料 補助金	300,000	300,000		社協130,000円、福祉会170,000円
雑収入	100,000	125,013		25,013 協賛金100,000円
繰り越金	875,909	696,238	179,671	前年度繰越金
収入合計	2,892,909	2,845,251	47,658	

### ☆ 支出の部

項 目	予算額	前年決算	(増)比較(減)	事業番号	備 考
公民館部会	400,000	440,365		40,365	1 公民館関係事業
(小計)	400,000	440,365		40,365	
防犯防災部会	70,000	68,783	1,217		2 防犯防災関係事業
(小計)	70,000	68,783	1,217		
健康福祉部会	250,000	252,750		2,750	3 敬老事業
	90,000	96,037		6,037	4 高齢者支援事業(宅老)
	60,000	59,226	774		5 福祉事業(歳末助け合い)
	40,000	34,136	5,864		6 高齢者見守り事業
(小計)	440,000	442,149		2,149	
教育文化部会	120,000	55,914	64,086		7 地域事業(盆踊り大会)
	240,000	47,108	192,892		8 地域事業(文化祭)
	35,000	35,941		941	9 育成会事業
(小計)	395,000	138,963	256,037		
体育部会	240,000	58,742	181,258		10 地域事業(運動会)
	50,000	0	50,000		11 体育関係事業(体専)
(小計)	290,000	58,742	231,258		
地域活性化部会	80,000	81,250		1250	12 農地活用事業(柚子)
(小計)	80,000	81,250		1,250	
環境美化部会	60,000	60,000			13 環境整備事業(防犯灯)
	30,000	17,652	12,348		14 環境整備事業(拠点)
(小計)	90,000	77,652	12,348		
自治会部会	30,000	4,080	25,920		15 自治会関係事業
(小計)	30,000	4,080	25,920		
総務部会	50,000	34,874	15,126		16 事務費
	722,100	601,984	120,116		17 雇用費、費用弁償等
	30,000	20,500	9,500		18 旅費
	295,809	0	295,809		19 予備費
(小計)	1,097,909	657,358	440,551		
支出合計	2,892,909	1,969,342	923,567		

※各費目間の流用については、役員の権限において流用できるものとする





令和4年度代議員、理事、役員名

☆ 自治会選出代議員

(敬称略)

自治会名	代議員氏名	代議員氏名	代議員氏名
合ヶ野(2)	山下 博	辻井美代子	
矢下 (4)	坂井 一雄	和田 芳一	
	田中 浩二	山際 誠二	
宮野 (4)	中村 幸紀	前田 末雄	
	辻井 文夫	吉村 和哲	
森本 (8)	山口 洋次	齊藤 義則	辻 直幸
	乾 俊浩	的場 剛司	久世 悦子
	辻 儀勝	山本 和彦	
滝之川(2)	多賀 広幸	小森 尚	
釜生田(4)	山本 貞夫	南出 尊律	
	野口 直哉	泉 幸伸	

※代議員の定数については、各自治会より会員15名あたり1名を選出する

☆活動団体選出理事

(敬称略)

活動団体名	理事名	理事名	備考
合ヶ野自治会	中嶋 幹郎	辻井 勝美	
矢下自治会	水谷 一美	小林 邦博	
宮野自治会	西川 敏	西川 忠郎	
滝之川自治会	多賀 吉克	大森 義則	
森本自治会	中田 博文	坂井 孝司	
釜生田自治会	花澤 正美	中西 宏	
消防団	中山 仁志	西川 和伸	
安全会	中川 政弘	森下 芳郎	
健康推進委員	山本千鶴子	山本 雪子	
民生委員	安藤 幸治	西村 倫也	
長生会	野口 正彦	小森 時男	
宅老所	北浦 久晴	松田キヌ子	
育成会	辻 篤	村林 妙	
PTA役員	村林 妙	藤喜 知里	
女性学級連絡会	前野 妙子	中西かつみ	
体育専門委員会	小森 学	長門 伸次	
活性化協議会	森下 芳郎	水谷 一美	
農地活用委員会	前川 等	西川 正剛	
商工会	米田 茂郎	西川 俊暖	
物産振興会	多賀 嘉治		
里山を守る会	西川 正剛	中川 てる	
公民館	野口 正彦	倉田 通江	
まちづくり事務局	長谷川 敏		
☆ 監査委員	前川 等	久保 清	旧役員

※理事の定数については、各活動団体より1~2名とする

## ☆部会役員

(敬称略)

部会名	部会長	副部会長	備考
自治部会	花澤 正美	水谷 一美	
防犯防災部会	中川 政弘	中山 仁志	
健康福祉部会	安藤 幸治	西村 倫也	
教育文化部会	辻 篤	前野 妙子	
体育部会	小森 学	長門 伸次	
地域活性化部会	森下 芳郎	水谷 一美	
環境美化部会	西川 正剛	中川 てる	
公民館部会	野口 正彦	倉田 通江	
総務部会	長谷川 敏	倉田 通江	

## 令和4年度中郷まちづくり協議会役員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	担当部会	備考
会 長	花澤 正美	統括	
副会長	水谷 一美	自治会部会 地域活性化部会	
書 記	長谷川 敏	総務部会(まちづくり事務局長)	
会 計	中嶋 幹郎	総務部会	
役 員	西川 敏	公民館部会 体育部会	
役 員	中田 博文	健康福祉部会 環境美化部会	
役 員	多賀 吉克	防犯防災部会 教育文化部会	
監査委員	前川 等	(前釜生田地区自治会長)	
監査委員	久保 清	(前宮野地区自治会長)	

顧 問	森下 芳郎	(前まちづくり協議会会長)	
顧 問	野口 正彦	(公民館長)	



# 中郷まちづくり協議会会則

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 本会は、中郷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 当協議会は、必要なことを地域住民で話し合い、より効果的な「事業」を実施し、安全で安心して暮らせる町をめざし、地域の特性をいかして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

### (区 域)

第3条 協議会の区域は、旧中郷村（旧中郷小学校校区）地区内とする。

### (事 務 所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市嬉野宮野町43-5 中郷公民館に置く。

### (事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

### (構 成)

第6条 協議会の構成員は、中郷地区に居住する住民及び中郷地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

### (組 織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

## 第2章 役員

### (役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 役員 3～4名
- (6) 監事 2名

### (役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

### (役員の仕事)

第10条 協議会の役員は、次の仕事にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納仕事を処理し、会計仕事に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、予算等の執行が適正に行われているかを監査し、その結果を総会で報告する。

### (役員の仕事)

第11条 協議会の役員の仕事は、1年とする。また再任を妨げないがその仕事期間は通して8年を超えることは出来ない。

2 役員が仕事途中で交代があった場合は、その仕事期間は前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

#### (総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### (総会の構成)

第13条 総会は、地域住民の会員より選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は24名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

#### (総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上の者から、目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の1以上の者から、目的たる事項を示して請求があったとき

#### (総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の40日前迄に文書をもって通知しなければならない。

#### (総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

#### (総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

#### (総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することが出来ないと認めるときは、議決を要する事項についてあらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法により、これを決することができる。



(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2) 規約の改廃の決定に関する事。
- (3) 基本協定、地域計画の策定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。
- (6) 総会は、必要事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が、署名捺印しなければならない。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 地域住民は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 その他の会議

(理事会若しくは運営委員会の構成)

第25条 理事会(運営委員会)は、部会及び各種団体等より選出された理事で構成する。

2 理事会（運営委員会）の長は、理事より選出する。

（理事会若しくは運営委員会の招集と議長）

第26条 理事会（運営委員会）は理事の長（運営委員の長）が招集する。

2 理事会（運営委員会）の議長は、理事の長（運営委員会の長）がこれに当たる。

（理事会若しくは運営委員会の役割）

第27条 理事会（運営委員会）は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事
- (3) その他協議会又は部会の運営に関する事

（部会の構成）

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は中郷地区で活動する各種団体及び地区住民より選出された者で構成し、部会長及び副部会長を選出する。  
任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 地区の単位自治会長等で構成される・・・自治会部会
- (2) 地区住民の安心、安全に関する・・・防犯防災部会
- (3) 地区住民の健康、福祉に関する部会・・・健康福祉部会
- (4) 地区の環境美化や保全に関する部会・・・環境美化部会
- (5) 地区の歴史文化、伝統継承等に関する部会・・・教育文化部会
- (6) 地区住民の体育関係等の交流、連帯に関する部会・・・体育部会
- (7) 地区の遊休農地の活用等、町おこしに関する部会・・・地域活性化部会
- (8) 地区の公民館活動に関する部会・・・公民館部会
- (9) 地域計画の策定等その他の事業に関する部会・・・総務部会

（部会の役割）

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) 自治会部会は、基本協定書に関する事。
- (4) その他部会運営等に関する事

## 第6章 会計及び監査

### (経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄付金、委託金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

### (会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

### (監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

## 第7章 その他

### ※(役員報酬等)

第34条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については、別に定めるものとする。

### (委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

### 付 則

この会則は、令和3年5月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### (規約の廃止)

- 2 平成22年5月23日施行の中郷まちづくり協議会規約は、令和3年3月31日付で廃止する。



## 中郷まちづくり協議会規定

### 第35条の会則

#### (顧問の設置)

- 第1項 当協議会に顧問を若干名おくことができる。(第35条の会則に基づく)
- 2 顧問は、まちづくり協議会会長経験者及び公民館長の中から会長が推薦し、役員会に諮り委嘱する。
  - 3 顧問は、重要事項について会長の諮問にこたえ、又は会長の要請により各種の会議に出席して意見をのべることが出来る。ただし議決には加わらない。
  - 4 顧問の任期は中郷まちづくり協議会会則第11条—1に準ずる。

付則 この規定は令和4年5月30日より発効する。